

○飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店審査委員会規程

平成20年8月1日訓令第2号

改正

平成22年3月25日訓令第3号

平成22年12月1日訓令第7号

飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店審査委員会規程

(設置)

第1条 特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店に対する飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年10月1日規則第80号）第3条、第11条の規定による指定及び第10条の規定による指定の取消しの処分又は一時停止の処分を適正に行うため、飯綱町特定環境保全公共下水道排水設備指定工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって構成する。

2 委員長は、副町長の職にある者をもって充て、委員は、課長、局長及び室長等の職にある者をもって充てる。

(委員長の職務等)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決定するところによる。

(書記)

第5条 委員会に書記若干人を置き、建設水道課職員のうちから委員長が任命する。

2 書記は、委員長の命を受け、委員会の所掌事務に従事する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第3号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日訓令第7号)

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。